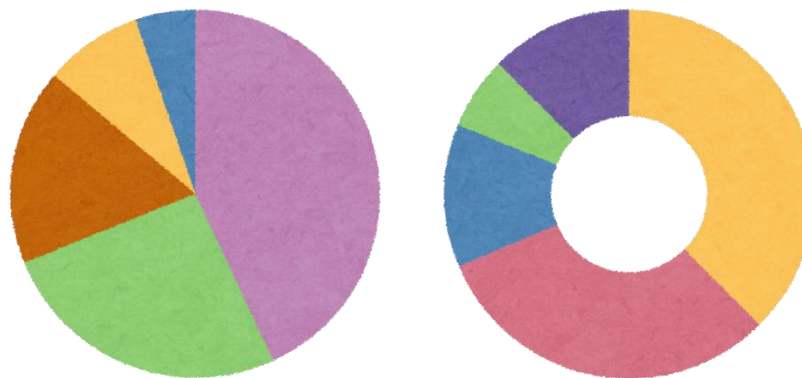


第3回船橋市行財政改革推進会議資料

歳入の確保について

～歳入の種類・船橋市における歳入の状況等について～



平成29年10月30日(月)

船橋市 企画財政部 政策企画課／財政課

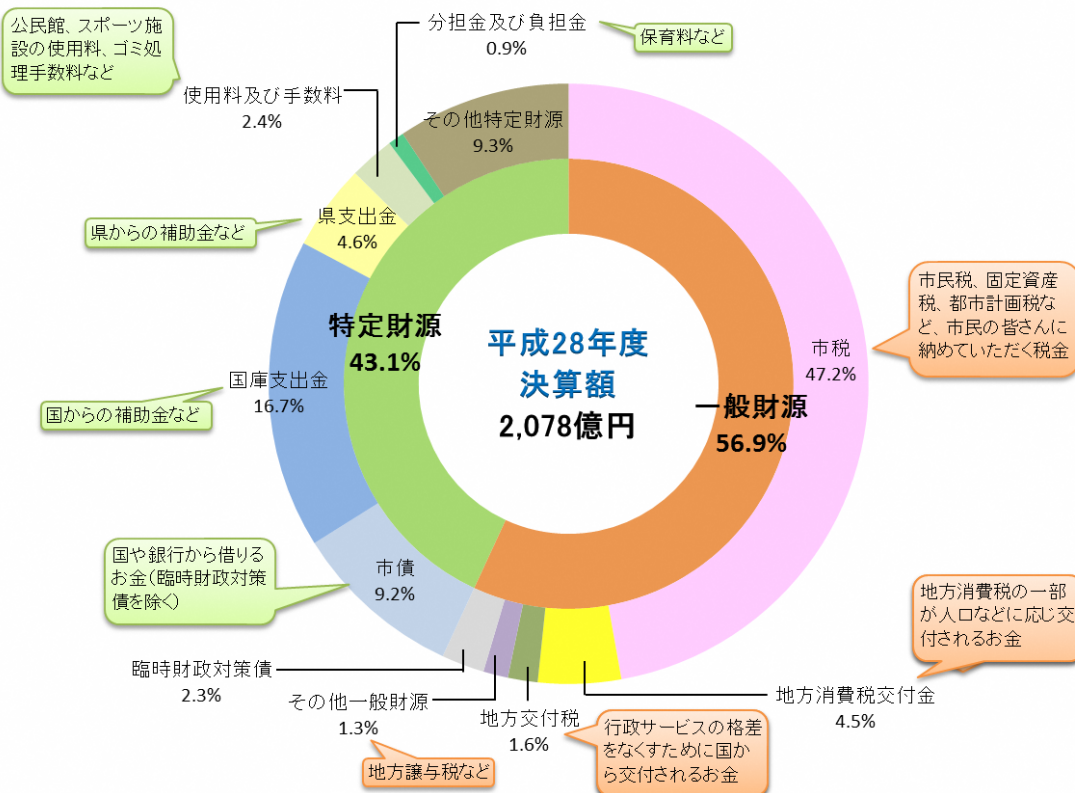
(1) 歳入の科目

科目	説明
市税	行政に要する一般経費を賄うために、当該地方公共団体の住民等から強制的に徴収する課徴金。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされているもの。
税交付金	都道府県が徴収した税の一部を市町村に対し交付するもの。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から地方に交付されるもの。
地方交付税	国民の負担する租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要の状況により配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに、地方公共団体に与えるべき財源のうち一部についての地方公共団体の財源調整制度として行われているもの。
交通安全対策特別交付金	交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるもの。
分担金及び負担金	分担金は、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける物に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭。負担金は、一般的には分担金と同様の意味において用いられていると解される場合が多いが、なかには社会福祉施設の利用に対する実費弁償的な性格を有するものも広義の負担金に含まれてくる。
使用料及び手数料	その事務のために地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に特定人に負担させる地方公共団体の歳入。
国県支出金	国又は他の地方公共団体から当該地方公共団体の当該事務に係る財源の全部又は一部として相当の反対給付なしに交付される歳入。
財産収入	地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる現金収入をいう。
寄附金	当該地方公共団体以外の者から受ける金銭(物品又は財産は予算に無関係)の無償譲渡。
繰入金	一般会計、他の特別会計及び基金の間において、相互に資金運用としての繰入金を計上するもの。
繰越金	各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないが、これを翌年度の歳入として編入する場合、繰越金として受入れる。
諸収入	地方債(市債)のほか、上記の歳入に性質上区分されたもの以外の収入を計上する科目。
市債	長期の借入資金をもって充てるもの。

(2) 歳入の区分

使いみちによる区分…「一般財源」と「特定財源」

平成28年度船橋市歳入決算(一般会計)



【一般財源とは】

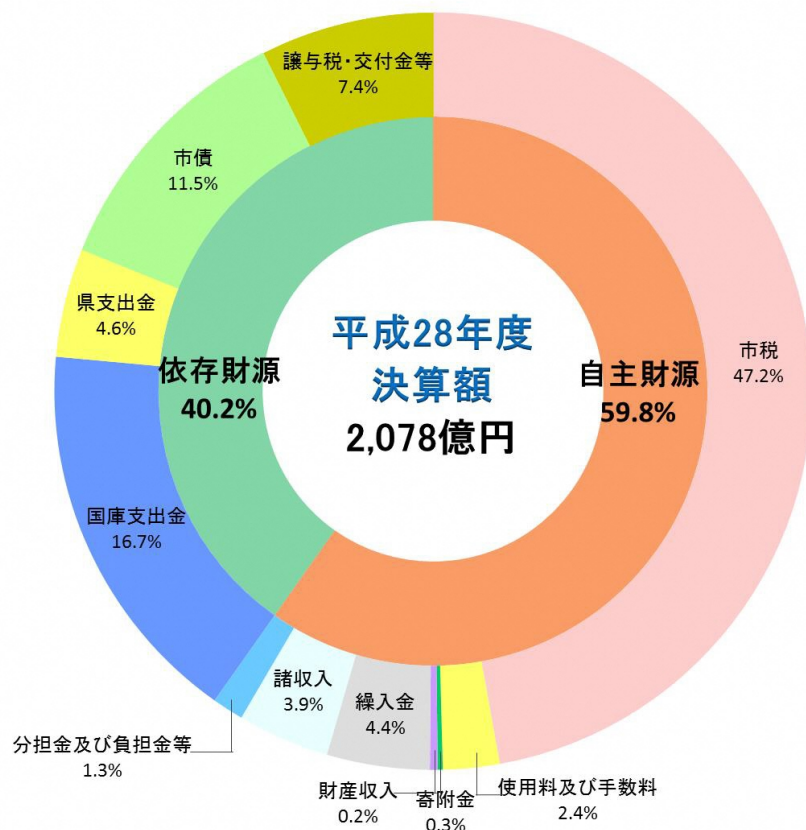
財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。
(市税や地方交付税など)

【特定財源とは】

財源の用途が特定されているもの。
(国が共同責任を持つ事務に対して一定割合を負担する国庫支出金や、建設事業を行う際に国や銀行から借りる市債、公共施設の使用料など)

自主的に収入できるか否かの区分…「自主財源」と「依存財源」

平成28年度船橋市歳入決算(一般会計)



【自主財源とは】

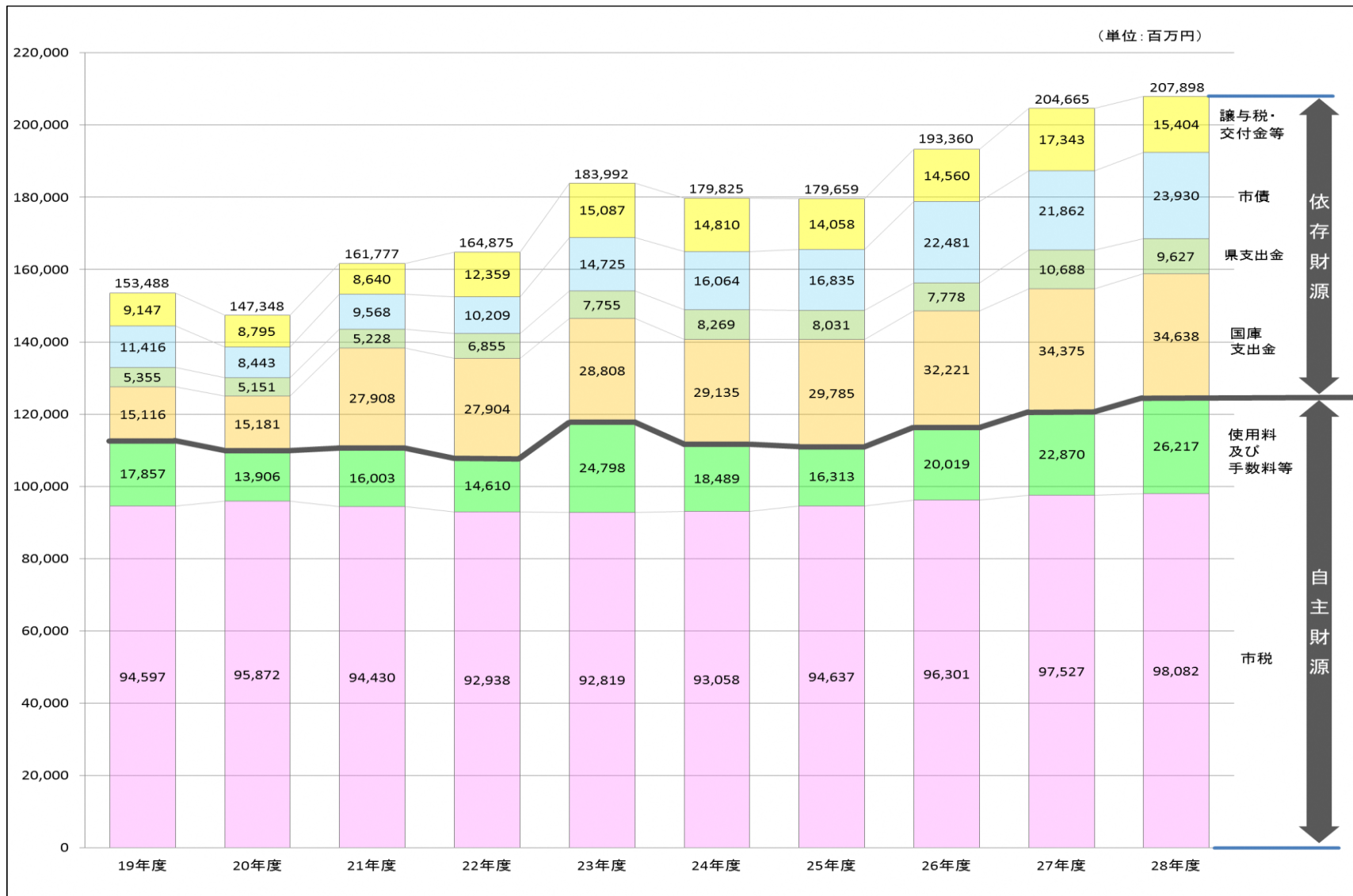
市が自主的に収入できる歳入のこと。(市税や使用料・手数料、寄付金、財産収入など)

【依存財源とは】

国や県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりするもの。(国庫支出金、市債など)

自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものであるため、**できる限り自主財源の確保に努めることが重要。**

一般会計 歳入決算額の推移



依存財源計	41,034	37,570	51,344	57,327	66,375	68,278	68,709	77,040	84,268	83,599
自主財源計	112,454	109,778	110,433	107,548	117,617	111,547	110,950	116,320	120,397	124,299

(3)歳入の確保について

主な「自主財源」

市 税

市民税、固定資産税など、市民の皆さんから納められる税金(⇒資料3)

使用料及び手数料

施設の利用料やごみ処理手数料など、受益者が支払う実費負担的なお金

財産収入

市の土地や建物の貸付料や売払い代金など

寄附金

個人や団体から寄附されるお金

繰入金

他の会計や基金から入ってくるお金

諸収入

他の収入科目に含まれないお金

自主財源(市税以外)の推移

単位: 百万円

- 分担金及び負担金等
- 諸収入
- 繰入金
- 寄附金
- 財産収入
- 使用料及び手数料

